

## 江田島市パブリックコメント意見提出様式

氏 名（又は名称）	胡子 雅信				
住 所（又は所在地）	江田島市大柿町大原 5563-4				
電 話 番 号	0823-57-2184	年 齢	51	性 別	男
意見提出者の区分 ※該当する番号に○を付してください。	① 市内に住所を有する方 ② 市内の学校に在学している方 ③ 市内の事業所等に勤務している方 ④ 当該案件に利害関係を有している方（法人その他団体含む） [利害関係の内容: ]				

※上の枠内は、必ず記入してください。

※ご記入いただく個人情報（住所、氏名、電話番号等）につきましては、今回募集する意見を  
確認する必要がある場合のみ利用させていただきます。

※意見募集結果の公表の際は、上の枠内の内容は公表しません。

### ご意見記入欄

件名：	「江田島市過疎地域持続的発展計画」(案)
<p><b>Q. 過疎地域持続的発展計画の策定期間について</b></p> <p>令和3年4月1日に『過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法』が施行されました。広島県内では本年8月に三原市、9月には三次市・庄原市・府中市・尾道市・廿日市市・安芸太田町・世羅町・大崎上島町などが過疎地域持続的発展計画を策定しています。</p> <p>一方、江田島市では11月に入って計画（案）に対するパブリックコメントを実施していますが、早い時期に実施することが出来なかった理由は何ですか。</p> <p>計画は議会の議決が必要ですが、令和4年2月定例会に上程するスケジュールですか。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>広島県の「過疎地域持続的発展方針」は令和3年8月、「過疎地域持続的発展県計画」は令和3年10月に策定されています。</p> <p><b>Q. DXの推進とSDGsの取組について</b></p> <p>国や県が計画的に取り組んでいるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進は少子高齢化・人口減少が進むなか、本市の喫緊の課題のひとつとなっています。</p> <p>また、平成27年（2015）9月に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は持続可能で多様性のある社会の実現を目指すもので、地域における持続可能なまちづくりや活性化にもつながる理念となっています。</p> <p>本市においてもSDGsの理念に則り、住民、事業者、行政職員など、地域内外の様々な関係者（ステークホルダー）が自分の立場・領域を超えて、ともに幸せな地域の未来を描き、その実現に向け、みんなで協働して取り組むことが求められます。</p>	

このたびの江田島市過疎地域持続的発展計画に『DXの推進』及び『SDGsの取組』を盛り込むことが必要と考えるがどうでしょうか。

#### P5 イ 過疎の現状

下段にある「活力ある地域社会を構築していく必要がある」は「持続可能な地域社会を構築していく必要がある」という表記にしてください。

〔理由〕 過疎計画は持続可能なまちづくりの指針であり、また、新法が求める計画の名称が「過疎地域持続的発展計画」であるため。

#### P5 ウ 社会経済的発展の方向の概要（産業構造の変化）

イ『過疎の状況』では、「昭和22年の63,560人をピークに一貫して減少を続け」とあり、昭和22年と令和2年国勢調査（速報値）との比較になっています。

一方、ウ『社会経済的発展の方向の概要（産業構造の変化）』では昭和35年と平成27年の比較になっており違和感があります。

これは昭和22年の国勢調査は人口総数の記録のみ、また、令和2年が速報値（人口総数の速報結果）であることに由来するのでしょうか。

仮にそうだと、出だしは次のようにしてはどうでしょうか。

計画（案）	修正案
本市の就業人口の総数は昭和35年から平成27年までの55年間で～	本市の就業人口の総数は、 <u>国勢調査で確認できる</u> 昭和35年から平成27年までの55年間で～

#### P6 ア 人口の推移と動向

表1-1（1）人口の推移（国勢調査）において、昭和22年国勢調査では人口総数の数値しかないとしても「ア 人口の推移と動向」の出だしの書き方に工夫ができないか。

計画（案）	修正案
本市の人口は、終戦後から一貫して減少をたどり、昭和35年に50,824人であったものが、平成27年には24,339人となり、大幅に減少〔▲26,485人（▲52.1%）〕している。	本市の国勢調査における人口は、終戦直後の昭和22年の63,560人をピークに一貫して減少をたどり、令和2年には21,937人（速報値）になっている。 昭和22年と比較すると65.5%減少しており、過疎化に歯止めがかからない状態が続いている。

**P 7 表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)**

住民基本台帳で外国人住民が確認できるようになった説明を加えてはどうでしょうか。

(例) 平成 24 年 7 月 9 日より、外国人登録法が廃止されるとともに住民基本台帳法の一部が改正され、外国人住民も日本人と同様に住民基本台帳 (住民票) に記載することになった。

**P 9 (3) 行財政の状況 ア 行財政**

表 1-2 (1) 市の財政状況ですが、令和 2 年度決算が確定 (認定) しているので、令和元年度に替えて直近の令和 2 年度 (国勢調査年) の数値を掲載してはどうか。

**P 10 表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況**

令和 2 年度決算が確定 (認定) しているので、令和元年度に替えて直近の令和 2 年度 (国勢調査年) の数値を掲載してはどうか。

表中の昭和 55 年度から平成 12 年度までは国勢調査年で 10 年間隔である。その後、平成 20 年度、平成 25 年度は国勢調査年ではない。平成 17 年度から 5 年間隔で国勢調査の年にしてはどうか。

平成 20 年度 (2008) → 平成 17 年度 (2005)

平成 25 年度 (2013) → 平成 27 年度 (2015)

令和 元年度 (2019) → 令和 2 年度 (2020)

**P 16 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (1) 現状と問題点、(2) その対策**

企業誘致と重なる部分もありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、過疎地域の自然環境や生活文化の多様性が改めて注目されるとともに、テレワークやワーケーション、二地域居住などの柔軟な働き方への関心も高まっています。

このような状況を踏まえ、平成 26 年度に整備した光回線などの情報通信技術を基盤とした行政サービスを含めた様々なサービスのオンライン化 (DX の推進) などによって都会にはない魅力と都会と変わらないサービスが両立する環境を整えることが大切です。

このことを踏まえた (1) 現状と問題点、(2) その対策を検討することはできないか。

**P 18~P 22 表 2-1~表 2-8**

昭和 55 年から始まる表や昭和 60 年から始まる表もあり、また、各表で年数間隔がバラバラですが、何か意図するものがあるのでしょうか。

- ・表 2-1・表 2-2 は国勢調査年
- ・表 2-3 は昭和 55 年から平成 12 年までは 10 年間隔でその後 5 年間隔 (国勢調査年)
- ・表 2-4 は平成 17 年まで国勢調査年で、その後は平成 20 年から平成 30 まで 5 年間隔
- ・表 2-5 は昭和 60 年から平成 9 年まで 3 年間隔、その後 5 年間隔
- ・表 2-6 は昭和 55 年から平成 17 年まで国勢調査年。平成 25 年から令和元年のうち平成 27 年がない
- ・表 2-7 は 2 年、5 年、3 年間隔のあと平成 26 年からは 1 年間隔
- ・表 2-8 は平成 21 年から令和元年まで連続

## P19 イ 林業

本市では林業を営む者はいないということですが、「林家」（保有している山林面積が1ha以上の世帯のこと）の説明が必要ではないか。

## P26 ク 観光又はレクリエーション

### ■観光協会の育成について

令和3年4月に法人化した（一社）江田島市観光協会が観光振興を推進する【核】となり、市、商工会、そして宿泊・飲食・土産物・観光施設・体験事業者などの観光関連団体事業者との強力な連携をとり、地域DMO（Destination Management/Marketing Organization）を構成することが重要だと考えます。

令和2年度からの「えたじまものがたり博覧会」は委託業者に頼り切っている感があり、将来的には市観光協会が核となって、本博覧会を継続・発展させていくことが望ましい。

### ■おもてなしトイレ整備事業について

広島県の過疎地域持続発展県計画にある『おもてなしトイレ整備事業』を反映した施策ができないか。観光客が快適かつ安心して江田島市での観光を楽しめるよう観光地等のトイレ整備に取り組む。

#### 【循環型トイレ（循環排水再利用）の設置】（下水道処理区域外）

広島県がHPで公開している「未来につなげるSDGsとビジネス～広島における企業の取組現場から～」（第1弾）に掲載の永和国土環境(株)（福山市）が循環排水再利用のトイレを製造・販売している。

浄化能力の高い牡蠣殻を接触材として使用しており、江田島産の牡蠣殻を活用した循環型トイレを設置することにより、江田島市ならではのSDGsの取組になる。

（参考）呉市内で設置された永和国土環境(株)の循環型トイレ

設置時期	設置場所	発注機関
2011年11月	広島県呉市 音戸の瀬戸 高島台トイレ給排水設備工事	呉市
2011年11月	広島県呉市 音戸の瀬戸 光田庭園トイレ給排水設備工事	呉市
2008年03月	広島県呉市 灰ヶ峰山頂トイレ	呉市
2003年10月	広島県呉市 中国自然歩道 灰ヶ峰公園	広島県
2003年01月	広島県呉市 休山公園	広島県
2003年01月	広島県呉市 音戸町墓地公園	旧) 音戸町

### ■宿泊施設について

観光消費額を上げていくためのコンテンツとして、これまで宿泊施設に課題がありました。公的支援のある宿泊施設（サンビーチおきみ、江田島荘）が整い、また、近年では『体験民宿』を提供する民間施設（農林漁業体験民宿など）も増えていることを書き込んではどうでしょうか。

## P 3 0 4 地域における情報化

### (1) 現状と問題点

平成 26 年度には江田島市全域で光回線を利用することが可能になりました。今後、DX を推進していくための人材育成が課題です。

#### ★令和 4 年度予算編成方針ー「DX の推進」

国や県が計画的に取り組んでいる DX の推進は、本市の喫緊の課題のひとつとなっています。各施策分野における利用者の利便性や施策の効果・効率性を高めるため、急速に普及しつつあるデジタル技術の積極的な活用を図ります。

### (2) その対策 情報化の推進

今後はデジタル媒体の活用と DX を推進するための外部人材を登用し、各施策分野において利用者の利便性や施策の効果・効率化を高めることが大切です。

AI（人工知能）や RPA（Robotic Process Automation（ロボティックプロセスオートメーション））の説明が必要です。

公衆無線 LAN（Wi-Fi）を市民センターや交流プラザ等の公共施設に設置することを事業計画に盛り込むことはどうか。

## P 3 2 ウ 交通確保対策

■MaaS（Mobility as a Service モビリティ・アズ・ア・サービス）の説明が必要です。

#### 日本版 MaaS の推進（国土交通省）

MaaS（マース：Mobility as a Service）とは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるものです。

#### ■海上交通の支援

江田島市と広島市や呉市を結ぶ市内航路はこれまでも少子高齢化・人口減少による乗降客数の減少や燃料油の高止まりにより厳しい経営環境にありました。

令和 2 年には新型コロナウイルス感染症の影響により、乗降客数は令和 2 年 4 月・5 月は前年（令和 1）同月の約 40%、その他の月は約 20%と大幅な減少が生じました。

江田島市も生活航路を守るため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源にこれまで航路維持支援金（広島航路 50 万円/月、呉航路 30 万円/月）を支給して支援していますが大変厳しい経営環境には変わりないと推察します。

乗降客数と運賃収入は比例しており、中町宇品航路（公設民営）において、乗降客が 20%減少すれば、運賃収入もおおよそ 20%減となります。

コロナ以前の実績からすると、年間運賃収入は少なくとも3億円あり、その20%は6,000万円。

一か月平均では月500万円の運賃収入（売上）の減という試算になります。月額50万円の支援金では到底足りないことがわかります。

市担当課では、すでに令和3年9月決算の概略を把握されていると思いますが、令和2年9月決算と同程度（かそれ以上）の経常赤字が見込まれるのではないのでしょうか。中町／宇品航路以外の航路も同様に厳しい状況が続いていると思われます。

広島県では、離島に限らず、“生活航路”として認定している航路を維持するために、赤字に陥った航路について一定条件の経費を関係市町（発着の自治体）が補助する額の1/2を補助金として市町に交付する生活航路対策事業補助金制度があります。

江田島市関係の対象航路では、三高宇品航路、切串宇品航路、小用宇品航路、小用呉航路、中町宇品航路の5航路が指定されており、現在のところ三高宇品航路のみが活用しています。

市民にとって通勤、通学、通院等にはなくてはならない“生命線”である海上交通をどう確保していくか、具体的な支援策を計画に盛り込んでおく必要があると考えますがいかがでしょうか。

5 収支状況 中町／宇品航路 『公設民営』

(単位:万円)

		H27.10 ~H28.9	H28.10 ~H29.9	H29.10 ~H30.9	H30.10 ~R1.9	R1.10 ~R2.9 【今回】	
営業 収益	1 旅客運賃	34,223	32,839	32,403	31,106	24,886	
	2 その他収益	171	45	30	38	27	
	3 営業収益合計	34,394	32,884	32,433	31,144	24,913	
営業 費用	運 航 費	4 燃料潤滑油費	8,920	9,993	11,906	12,323	9,855
		5 代理店料	2,571	2,847	3,069	3,069	3,028
		6 岸壁等使用料	726	687	684	689	563
		7 その他の運航費	1,162	938	887	888	806
	8 運航費計	13,379	14,466	16,547	16,969	14,252	
	船 費	9 船員費	8,737	8,554	8,865	8,733	8,513
		10 修繕費	5,149	4,781	5,917	4,582	5,087
		11 その他の船費	2,182	1,275	1,180	1,217	1,217
		12 船費計	16,068	14,610	15,962	14,532	14,817
	一 般 管 理 費	13 従業員給与	1,145	1,170	1,409	1,400	1,453
		14 その他一般管理費	446	295	265	258	268
		15 一般管理費計	1,591	1,465	1,674	1,658	1,721
	16 営業費用合計	31,038	30,541	34,183	33,159	30,790	
	17 営業損益	3,356	2,343	△1,750	△2,015	△5,877	
	18 営業外収益合計	118	200	0	0	200	
19 営業外費用合計	0	0	0	0	0		
20 経常損益	3,474	2,543	△1,750	△2,015	△5,677		

### P 3 4 ウ 廃棄物処理・火葬場

第2次江田島市総合計画（生活・環境部門）にある『海ゴミ削減に向けた取組（漂着ゴミ、漂流ゴミ、海底ゴミなど）』と江田島市環境基本計画の重点プロジェクトである『海ごみ削減プロジェクト』を書き込むことはできないか。

令和3年6月に官民連携組織体、GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム（略称「GSHIP」（ジーシップ））が設立されました（会長は県知事）。

このプラットフォームでは、県民、団体、事業者、行政等が相互に連携・協働しながら、2050年（令和32年）までに新たに瀬戸内海に流出するプラスチックごみの量をゼロにするために必要な取組を展開することとしており、江田島市も会員登録しています。

### P 3 6 (2) その対策 ウ 廃棄物処理・火葬場

#### ■漂着ごみの資源化について

江田島市では、ボランティア団体や県の地域環境保全対策補助金（補助率8/10）を受けて市が海岸漂着物清掃業務を委託している（公社）江田島市シルバー人材センターが回収した大型フロートを減容機で破碎し、民間企業に買い取ってもらっている。

カキ養殖に使われるプラスチックパイプも含めて、回収された漂着ゴミを江田島市内でペレット化（資源化）する取り組みを推進することはできないか。（SDGsの取組）

平成31年2月、経済産業省中国経済産業局から『新連携計画』（異分野連携新事業分野開拓計画）に認定された事業として、広島県内の漁業協同組合から回収した、養殖用かき筏等の使用済み発泡スチロール製フロートをペレット化し、有害物質の発生を抑えた樹脂ペレットボイラーの燃料として流通させるサーマルリサイクルサービスモデルを事業化して、他地域への漁協団体への普及を目指す事業があります。

江田島市漁業振興協議会が事業化支援しているが、江田島市として何らかの支援を講じることはできないか。

海岸漂着物処理推進法（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律）

（処理の責任等）

第十七条 海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。以下この条及び次条において同じ。）の処理のため必要な措置を講じなければならない。

2 海岸管理者等でない海岸の土地の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下この条において同じ。）は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めなければならない。

3 市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は前項の海岸の土地の占有者に協力しなければならない。

4 都道府県は、海岸管理者等又は第二項の海岸の土地の占有者による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

#### P 4 1 イ 高齢者の保健・福祉

「平成 27 年の国勢調査における本市の 65 歳以上の人口比率は 41.0%と～」、「令和 7 年には人口は 2 万人を割り込み（19,218 人）、65 歳以上の高齢人口の割合は 45%に達する～」と表記されています。

令和 3 年 11 月 1 日現在、外国人を除くと 45.99%という数値になっています。直近の数値に基づいて書き方を工夫してはどうでしょうか。

高齢化率	R3. 6. 1	R3. 7. 1	R3. 8. 1	R3. 9. 1	R3. 10. 1	R3. 11. 1
外国人除く	46.04%	45.84%	45.90%	45.83%	45.90%	45.99%
外国人含む	44.67%	44.54%	44.63%	44.57%	44.97%	44.75%

#### P 4 7 8 医療の確保（2）対策

子育て世代の経済的負担の軽減を目的とする福祉医療費助成制度において、江田島市の乳幼児等の医療費助成制度は、0 歳児～小学校 6 年生（入院・通院）、中学校 1 年生～中学校 3 年生（入院のみ）となっている。

県内市町の状況を勘案すると、乳幼児医療・児童医療の年齢対象を 18 歳まで拡大する時期に来ているのではないかと考えられます。

#### P 4 7～P 5 0 9 教育の振興

■多文化共生分野にもなるが、江田島市内の外国籍児童・生徒が増加するなかでの現状・問題点そして対策を書き込む必要があるのではないかと考えられます。

##### ■ICT 教育

GIGA スクール構想を推進するなかで、教職員の人材育成や教材（コンテンツ）の充実はキーポイントです。

2021 年、江田島市に IT 関連企業が 2 社進出しました。教育プログラムや人材育成の分野で連携してはどうか。また、DX の推進においても同様のことが言えると思います。

※いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

※上記スペースにご意見が入りきらない場合は、複数枚使用してください。

【提出先】（郵送）〒737-2297 江田島市大柿町大原505番地 江田島市企画振興課

（Eメール）kikaku@city.etajima.hiroshima.jp

（FAX）0823-57-4433